

令和8年度 大分県スクールカウンセラー等募集要項

大分県教育委員会

令和8年度大分県スクールカウンセラー等配置事業により、新たに県内の公立小・中学校・義務教育学校・県立高等学校及び特別支援学校に配置するスクールカウンセラー等を下記の要領で募集します。

1 職務内容

スクールカウンセラー等は、配置された学校の校長の指揮監督の下に、次の職務を行う。

- (1) 児童生徒へのカウンセリング
- (2) カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する指導や援助
- (3) 学校のケース会議等における児童生徒のカウンセリング等に関する情報提供や指導・助言
- (4) その他、児童生徒のカウンセリング等に関し、各学校において必要と認められる事項

2 応募資格

次のいずれかに該当する者

- (1) スクールカウンセラー
 - ① 公認心理師
 - ② 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士
 - ③ 精神科医
 - ④ 児童生徒の心理に関して高度な専門的知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、教授、准教授、講師（常時勤務をする者に限る）又は助教の職にある者又はあった者
 - ⑤ 県教育委員会が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者
- (2) スクールカウンセラーに準ずる者
 - ① 大学院修士課程を修了した者で、心理業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者
 - ② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者
 - ③ 医師で、心理業務又は児童生徒対象の相談業務1年以上の経験を有する者
 - ④ 県教育委員会が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者

3 勤務条件（予定）

- (1) 報酬
 - スクールカウンセラー 1時間当たり 4,350円
 - スクールカウンセラーに準ずる者 1時間当たり 2,640円
- (2) 手当 通勤費用の弁償
- (3) 勤務時間 公立小・中学校、義務教育学校
 - 1日7時間 週1～3日 年35週を基本とする。
県立学校
1日6時間 週1日 年35週を基本とする
(8:30～17:15までの間で所属長が割り振る。)
- (4) 任用期間 発令日から令和9年3月31日までとする。
- (5) 再任用 任期満了後に勤務実績が良好であるときに限り、連続する5年の範囲内で公募によらず再度任用される可能性がある。
- (6) 勤務地 県内公立小・中学校・義務教育学校・県立高等学校及び特別支援学校
※勤務条件は、令和8年度予算編成により決定されます。

4 任用根拠

地方公務員法第22条の2第1項第1号（会計年度任用職員）

5 応募手続

- (1) 提出書類 ①会計年度任用職員申込書（第1号様式）
②公認心理師、臨床心理士及び医師は資格を証明するもの（コピー）
③返信用封筒 ※110円切手を貼り付けた定型（長型3号糊付き）の封筒に応募者の郵便番号、住所、氏名（様まで）を記入してください。

(2) 応募方法 大分県のホームページから提出書類をダウンロードして必要事項を記載の上、下記あてに郵送する。

提出先 〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号
大分県教育庁学校安全・安心支援課 スクールカウンセラー担当
TEL 097-506-5546
締切日 令和8年2月3日（火）必着のこと

- ①一度受理した提出書類は返却しません。
②受付の確認には応じかねますので、書留の記録や送付した書類の写し等を保管しておいてください。
③記載事項に虚偽の申告等があった場合には、合格を取り消すことがあります。

6 任用手続

- (1) 応募書類の提出後、県教育委員会が書類審査及び面接（2月中）を行い、採否を決定します。
(2) スクールカウンセラー等配置事業実施要項に基づき、勤務校を決定し、通知します。（3月中）